

●融資制度

都道府県・市区町村名	融資制度の名称	融資対象 (車両・燃料供給施設等)	融資対象者	融資利率・融資限度額 ・融資期間等
北海道	中小企業総合振興資金 (ライフステージ対応資金 ステップアップ貸付 (政策サポート))	環境への負荷を低減させる施設等 (次世代自動車、低公害車、燃料 供給施設等)を導入するための事 業資金	道内の中小企業者等	融資限度額 1億円 融資利率 ・固定金利 3年以内 年1.2% 5年以内 年1.4% 7年以内 年1.6% 10年以内 年1.8% ・変動金利 1.2%(※) (※融資期間3年超の場合に限る) 融資期間 10年以内 (うち据置1年以内) 資金使途 事業資金
北海道	苫小牧市	中小企業環境保全施設資金	低公害車(電気自動車、ハイブリッド車、天然ガス車、LPガス車等)の導入経費及びその燃料供給施設設置経費	市内中小企業者 ○設備資金・移転資金 1件3,000万円以内 融資利率 年1.1% 融資期間 10年以内 (据置1年以内) ○低公害車導入資金 1企業2,000万円以内 融資利率 年1.1% 融資期間 10年以内 (据置1年以内)
	旭川市	旭川市中小企業振興資金 「経営革新・販路拡大等 支援融資」	省エネルギーに資する施設や新エネルギー等を使用する施設又は環境への負荷を軽減させる施設等を導入するための事業資金 (例:低公害車の導入,燃料供給施設の設置)	市内の中小企業者等 融資限度額 2,000万円 融資利率 5年以内 年1.9% 7年以内 年2.2% 融資期間 7年以内 (据置1年以内) 信用保証料補助 50% 利子補給 年1.0%相当額
宮城県	環境安全管理対策資金	宮城県内に事業所を有する中小企業者等	自動車の排出ガスによる大気汚染の改善を図るため事業用の低公害車を購入又はディーゼル微粒子除去装置等を導入する者	融資利率 年2.0% 融資限度額 5,000万円 融資期間 7年以内 (うち据置1年以内) 土地等10年以内 (うち据置1年以内)
宮城県	仙台市	地域産業活性化融資 (環境保全促進資金)	①事業用の電気自動車等の低公害車の導入 ②ディーゼル車の排出ガスによる大気汚染の防止を図るための装置の装着	中小企業者及び事業協働組合 融資限度額 1億円 利率 1.0% 返済期間 12年以内
福島県	福島県環境創造資金融資制度	①低公害車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車)(新車購入に限る。) ②電気自動車用充電設備、天然ガス自動車用燃料供給設備、メタノール自動車用燃料供給設備 ③ディーゼル車に対するディーゼル微粒子除去装置の装着 ④その他知事が特に必要と認める施設	①県内に工場又は事業場を有し、引き続き同一の事業を1年以上営んでいる ②中小企業者、組合又は農業を営む方であって ③自己資金のみでは、環境保全施設等の整備などの環境保全対策を行うことが困難であると認められる方	融資額 3,000万円以内 利率 年1.3% 融資期間 7年以内 (融資を受けてから1年間の据置期間を含む。) 返済方法 元金均等の年賦又は月賦返済
茨城県	環境保全施設資金融資制度	低公害車の導入	中小企業者 (県内で同一事業を1年以上営んでいる者)	融資限度額 2,500万円 融資利率 年2.3~2.5% (*信用保証付き:年1.8~2.0%) 利子補給 無し 融資期間 7年以内
栃木県	環境保全資金	電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、水素自動車、クリーンディーゼル自動車等 上記に係る燃料等供給設備(ガソリン、ディーゼル、LPガスを除く)	中小企業者又は中小企業団体に、知事が融資を必要と認めたもの	融資利率 1.6% 融資限度額 所要経費の90%以内、100万円以上1億円以下 融資期間 融資額が1,000万円以上の場合 10年以内 融資額が1,000万円未満の場合 7年以内
栃木県	宇都宮市	環境保全対策資金	低公害車の購入(電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、水素自動車及びクリーンディーゼル自動車)又は低公害車用燃料供給設備の整備	市内に事業所を有し、引き続き1年以上現在の事業を営んでいる中小企業又は中小企業者の事業共同組合等で、法人にあってはその商業登記を、個人にあっては市内での住民登録を行っていること。 融資利率:年利1.5% 融資限度額:1企業又は1組合等につき3,000万円 融資期間:10年以内
群馬県	群馬県環境生活保全創造資金 (低公害車導入整備資金)	電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車、天然ガス自動車、燃料電池自動車又は低公害車用燃料供給設備	県内に工場若しくは事業所等を有する中小企業者及び中小企業団体に県税を完納している者のうち、自己資金によっては資金の調達が困難な者。(ただし、低公害車の購入については、環境GS企業に限る。)	融資利率:保証付き責任共有制度対象外年1.5%以内 保証付き責任共有制度対象年1.6%以内 保証なし年1.9%以内 融資限度額:1億円 融資期間:10年(うち据置1年)以内

都道府県・市区町村名		融資制度の名称	融資対象 (車両・燃料供給施設等)	融資対象者	融資利率・融資限度額 ・融資期間等
群馬県	高崎市	環境改善資金	事業用低公害車（天然ガス車、電気自動車、ハイブリッド車など） 購入資金（乗用車を除く。）	中小企業者（個人・会社） 中小企業団体（法人格のある方）	融資限度額 ・設備資金1億円 ・運転資金2,000万円（両資金あわせて1億円） 融資利率 ・年1.3%以内（信用保証付は0.9%以内） 融資期間 ・設備資金10年以内（融資後2年以内据置可） ・運転資金8年以内（融資後2年以内据置可）
埼玉県		埼玉県環境みらい資金融資	①電気自動車用急速充電設備の設置 ②天然ガス自動車用充電設備の設置	県内で保証対象業務を営む中小企業者、個人事業主、中小企業組合、大企業	【融資限度額】 1億5,000万円 (10万円以上・10万円未満切り捨て) 【融資利率】 年0.50% (0.20%) 以内・固定金利 ※ () 内は信用保証を付した場合 【返済期間】 融資額が3,000万円超の場合：10年以内（大企業は7年以内） 融資額が3,000万円以内の場合：7年以内
千葉県		環境保全資金 (中小企業振興資金)	ア：低公害車（低排出ガス認定の貨物車・バス・乗用車・電気自動車等）の導入 イ：低公害車用燃料等（電気、天然ガス等）供給設備の設置 ウ：粒子状物質減少装置の装着 エ：エコドライブ管理装置の設置	中小企業者等の方であって、環境保全に資するものとして県が認定した事業に要する資金を必要とする方。	【融資利率】 年1.6%～年2.2% 【融資限度額】 5千万円以内 【償還方法】 割賦償還（据置期間1年以内）
千葉県	千葉市	環境経営応援資金	1 低公害車の購入 2 低公害車用燃料等供給施設の設置	中小企業者で下記条件のいずれかを満たす者 (1)「千葉市地球環境保全協定」又は「環境の保全に関する協定」を締結し、所定の計画書を提出している者 (2)ISO14000、エコアクション21、エコステージ、KES、グリーン経営認証のいずれかの認証を取得している者 (3)市が環境改善に資すると認める設備を導入するための資金を必要とする者	【融資利率】 1年以内 年1.6%以内 3年以内 年1.8%以内 5年以内 年2.0%以内 7年以内 年2.3%以内 10年以内 年2.5%以内 15年以内 年2.7%以内 【融資限度額】 2億円 【融資期間】 設備 15年以内（据置1年以内） 【利子補給率】 年1.1%
東京都		東京都環境保全資金融資 あつせん	指定低公害・低燃費車への買換え	都内に事務所を有する中小企業、個人事業者	・融資利率：受付時の長期プライムレート以内 ・融資限度額：1億円/1企業 ・融資期間：7年以内 ・補助率 利子補助：1/2 信用保証料補助：2/3
東京都		東京都環境保全資金融資 あつせん	指定低公害・低燃費車への買換え	都内に事務所を有する中小企業、個人事業者	・融資利率：受付時の長期プライムレート以内 ・融資限度額：1億円/1企業 ・融資期間：7年以内 ・補助率 利子補助：1/2 信用保証料補助：2/3
東京都	千代田区	地球温暖化・環境対策特別資金	・運行規制をうけるディーゼル社から低公害車への買替 ・プラグインハイブリッド車・電気自動車の導入	区内に本店登記（法人）または主たる事業所（個人）を有しており、区内で引き続き1年以上事業を営んでいる中小企業者。事業税・住民税を完納していること。東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいること。	融資限度額：1,000万円 名目利率：2.2% 利子補給率：1.8%（代表者が区民） 0.7%（一般） 本人負担率：0.4%（代表者が区民） 1.5%（一般） 融資期間：7年以内 (据置期間12ヶ月以内) 返済期間：元金均等割賦返済 保証料補助：全額補助 (代表者が区民のみ)
東京都	中央区	中央区商工業融資 設備 資金（公害）	低公害車の導入・アスベスト除去等公害防止にかかる設備資金	中央区内の同一場所で同一事業を営んでいる中小企業者・法人の場合は中央区に登記のある中小企業者・税金を滞納していないこと・保証協会の対象業種。該当の事業者が公害防止設備を導入する場合	借受人融資利率： 年0.4%（※0.3%）、限度額3,000万円、返済期間9年以内（据置6か月を含む）、保証料補助全額 ※中央区版二酸化炭素排出抑制システム認証取得事業所等、優遇利率適用事務所に対して負担利率を軽減
	港区	環境対策融資	①東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に該当する車両等（乗用車は対象外） ②急速充電設備・普通速充電設備設置費用	中小企業者	融資限度額：2,000万円以内 本人負担額：0.1% 貸付期間：7年以内

都道府県・市区町村名	融資制度の名称	融資対象 (車両・燃料供給施設等)	融資対象者	融資利率・融資限度額 ・融資期間等	
東京都	新宿区	環境保全資金	東京都指定の低公害・低燃費車購入のための設備資金	区内中小企業者 融資限度額 500万円 融資利率 年2.1%以下 利子補給 年1.4%以下 借受者負担金利 年0.7%以下 融資期間 5年以内 (うち据置期間6か月以内)	
	文京区	地球温暖化等環境対策資金	東京都の指定する低公害車の購入、既成の自動車に東京都の指定する公害を防止する設備を設置	区内事業者(条件あり) 融資限度額:1500万円(代表者が区民の場合1800万円) 契約利率:年1.9% 利子補給:年1.5% 実質利率:年0.4% 返済期間:84か月(7年)以内 元金据置6か月以内を含む	
	台東区	環境改善資金	「九都県市指定公害車」に認定された事業用エコカーの購入または買い替え	長期事業資金対象者 ※区内に主たる事業所を有する(法人は営業の本拠かつ本店登記)こと、区内で1年以上、同一場所で同一事業を営んでおり、今後も区内で事業を続けること。信用保証協会の対象業種であること。所得税(法人税)、事業税等を完納していること。 ・融資限度額 1,500万 ・融資利率 2.2%以内 ・利子補助 1.9%以内(信用保証料 全額補助) ・返済期間 700万円以内 7年以内(内据置12か月以内) 700万超 9年以内(内据置12か月以内)	
	江東区	環境保全対策資金	(1)電気自動車 (2)天然ガス自動車 (3)ハイブリッド・プラグインハイブリッド自動車 (4)東京都指定公害車であること。(中古車を除く)	中小企業(事業者・個人) 融資額1,250万円以内 年利2.1%のうち本人負担1.0%(区補助1.1%) 信用保証料補助 返済期間は6年以内(措置期間12ヶ月を含む)	
	品川区	品川区融資あつ旋環境対策資金	低公害車の導入	区内中小企業者および個人事業者 融資限度額 1,500万円 融資利率 年 1.9% 利子補給 年 1.6% 借受者負担金利 年 0.3% 融資期間(うち据置月数) 7年以内(6か月) 保証料補助率 2/3	
	目黒区	中小企業資金融資	融資あつせん申込日に、九都県市あおぞらネットワーク指定する低公害車の購入(中古は対象外)	区内中小企業者(条件あり)	融資限度額 2,000万円以内 融資利率 1.8%以内 利子補給 0.8% 借受者負担金利 1.0%以内 融資期間 7年以内(措置6ヶ月含む)
		小規模企業資金融資			融資限度額 1,000万円以内 融資利率 1.8%以内 利子補給 1.4% 借受者負担金利 0.4%以内 融資期間 7年以内(措置6ヶ月含む)
		小口零細企業資金融資			融資限度額 1,250万円以内(信用保証協会の保証付融資の残高を合わせて1,250万円の範囲内) 融資利率 1.8%以内 利子補給 1.4% 借受者負担金利 0.4%以内 融資期間 7年以内(措置1年含む)
		工業近代化資金融資	自動車Nox・PM法の規制対象ディーゼル車(乗用車を除く)の低公害車への買換え		融資限度額 3,000万円以内 融資利率 1.8%以内 利子補給 1.1% 借受者負担金利 0.7%以内 融資期間 7年以内(措置6ヶ月含む)
	大田区	大田区中小企業融資あつせん制度「公害防止資金」	排ガス規制の対象となるディーゼル車の改修及び買換え(車両保管場所が区内であること、自動車検査証にNox・PM対策地域内での使用制限が記載されていること。改修の場合は都条例の規制に適合するための装置の設置費用。中古車の買換えは対象外。)	大田区内に住所(法人の場合は登記上の本店所在地)または主たる事業所を1年以上有し、同一事業を原則として同一場所で引き続き1年以上営んでいること)等	融資限度額 1,500万円 融資利率(上限) 年2.00% 利子補給 3分の2 借受者負担金利(上限) 年0.6% 信用保証料補助 全額 返済期間 5年以内 ※直接貸付ではなく金融機関へのあつせん
	世田谷区	世田谷区 中小企業融資あつせん制度 省エネルギー対策資金	エコカー(EV車・ハイブリッド車・LPG車・CNG車) 9都県市あおぞらネットワーク指定公害車(EV車と合わせて購入・設置する充電設備を含む)	区内中小企業者(法人、個人) ※条件、審査あり	限度額:2,000万円以内 融資利率:年2.2% 本人負担:年0.3% 利子補給:年1.9% 返済期間:7年以内(据置6か月以内を含む)
	渋谷区	渋谷区中小企業事業資金融資あつせん制度(低公害車特別資金)	東京都指定低公害車(電気自動車、天然ガス車、ハイブリッド車、低排出ガス認定車、国の排出ガス最新規制に適合したディーゼル車等)の購入資金	区内に主たる事業所及び本店の登記を有し、区内で同一事業を一年以上営んでいる法人又は個人。ただし区内に引続き一年以上住所を有し、区外に事業所を有する個人事業者を含む。	融資限度額:1,000万円以内 融資利率:年1.7% 利子補給:年1.3% 借受人負担金利:年0.4% 返済期間:7年以内 ※ 営業に供するための自家用自動車は、400万円を限度とする。(ただし、原則として建設業・運輸業の事業用車輛は除く。)

都道府県・市区町村名	融資制度の名称	融資対象 (車両・燃料供給施設等)	融資対象者	融資利率・融資限度額 ・融資期間等
東京都	荒川区	荒川区中小企業融資制度 (環境保全対策融資)	低公害車の購入に要する経費	中小企業者 融資限度額 1,500万円 融資利率 年利 1.9% (本人負担0.9 区負担1.0) 信用保証料 区全額負担 返済期間 7年以内
	練馬区	地球温暖化等 環境対策特別貸付	低公害車 (1) 電気自動車 (2) 天然ガス自動車 (3) ハイブリッド車 (4) 九都市県あおぞらネットワークで指定する低公害車 (5) 燃料電池車	区内中小企業者 個人事業者 利用者負担金利 0.2% 貸付限度額 設備500万円 貸付期間 7年以内(据置期間6 か月以内を含む) ※営業用普通車両の設備資金上限 は250万円。 ※個人タクシーの車両購入の設備 資金上限は400万円。貸付期間は 4年以内。 信用保証料に対する補助について は、支払った信用保険料の半分を 区が補助する。
	葛飾区	環境・省エネルギー対策 資金融資	低公害車の導入資金 ●東京都指定低公害車の購入費 (買換に限る) ハイブリッド自動車、電気自動 車、天然ガス自動車、メタノール 自動車など ●上記車両用の燃料供給設備の導 入費(供給燃料は、電気・天然 ガス・メタノールに限る。)	区内に事務所を有し、1年以上同 一場所で事業を営んでいる中小企 業、個人事業者 ・融資利率:2.1% ・融資限度額:2,000万円 3,5,7ナンバーの車両(タクシーは 除く)は1台につき500万円が融 資申込額の上限。 ・融資期間:8年以内 ・補助率 利子補給:1.6% 信 用保証料補助:30万円
	江戸川区	経営向上資金融資	営業用車両(いわゆる緑ナンバー) 又は貨物車、事業用特殊車両(1, 4、8、9ナンバー)であり、東 京都が指定する特定低公害・低燃 費車等の導入経費 ※原則として、新車の購入が対象	区内に1年以上住所を有し、区内 で引き続き1年以上同一事業を営 んでいる中小企業者 融資限度額 8,000万円 融資期間 9年以内(据置 1年以内) 融資利率 年2.0%以内 利子補給 年1.5%以内 〔本人実質負担 年0.5%〕 信用保証料補助 当該融資分を全 額補助
	青梅市	青梅市中小企業振興資金 等融資(設備資金)	D P F および車両購入	中小企業者および団体 設備資金の限度額2,000万円 設備期間10年以内 利率1.5%以内 利子補給0.6%以内
	小金井市	小金井市小口事業資金融 資あっせん制度	地球温暖化対策や公害防止対策等 の快適環境実現のための、営業用 の低公害車両の購入	市内中小企業者(法人、個人) ※条件あり。 限度額 : 200万円 融資利率 : 1.975% 利子補給 : 1.175% 借受人負担金利:0.8% 融資期間 : 7年以内 *平成27年10月現在 *融資利率、利子補給、借受人負 担金利は変動性 参 照 URL : http://www.city.koganei.lg.jp/kakuka/shiminbu/keizaiika/info/yuushiassen.html
	羽村市	中小企業環境配慮事業資 金融資制度	ハイブリッド、クリーンディー ゼル、天然ガス自動車、電気自動 車、燃料電池自動車	中小企業基本法における中小企業 者 限度額1,000万円、償還期間7年 (84回)以内<据置6ヶ月含む>、 償還方法元金均等月賦返済、 利率1.6%(本人負担0.64%)、利 子補給 年利0.96%
神奈川県	神奈川県中小企業制度融 資フロンティア資金	①最新規制適合車への買換え、九 都県市指定低公害車の購入 ②電気自動車や燃料電池自動車及 び電気自動車の充電設備	県内で原則1年以上同一事業を営 んでいる中小企業者又は協同組合 等 融資利率 年2.1%以内(固定) 融資限度額 8000万円(協同組合 等は1億2000万円) 融資期間 設備資金:1年超10 年以内	
神奈川県	横浜市	横浜市中企業融資制度 環境・エネルギー対策資 金	九都県市指定低公害自動車の新車 購入 中小企業者又は協同組合	融資利率:年2.1%以内 融資額:2億円以内 融資期間:10年以内
	川崎市	川崎市公害防止資金融資 制度(低公害自動車購入 資金融資)	九都県市低公害車指定制度により 指定された自動車(ただし、乗用 車及び軽貨物車を除く事業用車に 限る。)	融資限度額 会社、個人 5,000万円以内 協同組合 1億円以内 融資利率 融資実行時の長期プライムレ ート+0.1% 利子補給 融資利率の1/2相当額を補給 融資期間 300万円以下の場合は 3年以 内 300万円を超える場合は 5年 以内 *ただし、1年以内の据置期間 を含む。
	平塚市	平塚市中小企業融資制度 (地球温暖化対策資金)	四輪以上で、搭載する電池がリ チウムイオン電池であり、かつ、 電気自動車用急速充電器の利用が 可能なもの(新車に限る)	商工業を営む中小企業者 利率:2.3% 限度額:5,000万円 期間:10年以内

都道府県・市区町村名		融資制度の名称	融資対象 (車両・燃料供給施設等)	融資対象者	融資利率・融資限度額 ・融資期間等
神奈川県	伊勢原市	環境対策資金融資制度	電気自動車等低公害車	中小企業	<ul style="list-style-type: none"> 融資限度額 2千万円 融資比率 1.8%以内(保証付きの場合は1.5%以内) 融資期間 5年以内(うち据置期間6か月以内) 返済方法 割賦返済
	綾瀬市	綾瀬市中小企業融資制度 経営安定資金【環境保全型】	<ul style="list-style-type: none"> 自動車Nox・PM法施行令第4条に規定する指定自動車のうち最新規制に適合する車両の購入 九都県市指定低公害車の購入 	<ul style="list-style-type: none"> 資本金3億円(小売業・サービス業5,000万円、卸売業1億円)以下、又は従業員300人(小売業50人、卸売業・サービス業100人)以下の会社及び個人 市税を完納しており、市内で1年以上継続して同一事業を営んでいる(個人の場合は市内に1年以上居住している)こと 	融資限度額 3千万円 融資利率 年1.9%以内 返済期間 7年以内 返済方法 割賦返済(据置期間6ヶ月以内) 補助制度 保証料の1/2以内(限度額は10万円) + 支払利子の1/2以内(24ヶ月以内)
新潟県		新潟県環境保全資金融資制度	<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車の購入 電気自動車等に充電する施設、天然ガス自動車に天然ガスを充填する施設、メタノール自動車にメタノール又はその混合物を充填する施設の設置 	県内の中小企業者である法人又は個人	利率:1.65~2.15% 限度額:2,000万円以内 機関:6年以内
新潟県	新潟市	新潟市あんしん未来資金・地球環境保全資金	①低公害車の導入(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車又は電動式フォークリフト) ②燃料供給施設の設置(電気自動車等に充電する施設、天然ガス自動車に天然ガスを充てんする施設及びメタノール自動車にメタノール又はその化合物を充てんする施設)	中小企業者等	融資限度額 5,000万円 融資利率 <ul style="list-style-type: none"> 信用保証協会の保証付き 5年以内 年1.45% 5年超 年1.65% <ul style="list-style-type: none"> その他 5年以内 年1.95% 5年超 年2.15% 利子補給 年1.0% 融資期間 <ul style="list-style-type: none"> 1,000万円以内 10年以内 1,000万円超 15年以内
富山県		富山県立山環境配慮バス購入資金融資制度	自動車NOx・PM法の基準に適合する定員11人以上のバス又は電気バス	立山有料道路等においてバスを運行する県内のバス事業者	【融資利率】 年1.15%以内 【融資限度】 1事業者あたり5千万円以内 【償還期限】 7年以内(うち据置期間1年以内)
		富山県中小企業環境施設整備資金融資制度	低公害車の購入に要する資金	県内に工場又は事業所を有し、事業を営む中小企業者に該当する者	【融資利率】 1.15%以内 【融資限度額】 <ul style="list-style-type: none"> 中小企業者 3千万円以内 団体 5千万円以内 【償還期間】 7年以内
石川県		石川県地球温暖化対策支援融資制度	営業車輛への低公害車、ハイブリッド自動車、ハイブリッドトラックの導入など	環境マネジメントシステムに取り組んでいる者であって、1年以上県内に事業所を有し、引き続き事業を営み、県税の滞納がない中小企業者並びにその団体	融資限度額 5千万円 融資利率 年1.60%(1.20%) 融資期間 10年以内 (うち据置期間2年) 保証料率 年0.33%~1.35% ※()は付保ありの数字であり、別途、保証料率が加算される
石川県	金沢市	金沢市地球温暖化対策資金融資制度	低公害車の導入及びその燃料供給施設の整備	市内中小企業者又は組合	融資限度額 2千万円 融資利率 低利固定金利 年1.40% 償還期間 10年以内 償還方法 元金均等償還
福井県	福井市	福井市中小企業者等融資制度「省エネ・創エネ等促進資金」	経営の効率化に資する次の1,2のいずれかの設備を導入するための事業資金 1.エネルギー(燃料・熱・電気)で稼働する設備 2.エネルギー(燃料・熱・電気)を創る設備 (例:低燃費車の導入、エネルギー効率の良い設備への交換など)	市内の中小企業者等	融資限度額 2,500万円以内 融資期間 10年以内(据置1年以内) 融資利率 保証付1.30%、保証なし1.60% 利子補給 最初の1年間 1/2補助 保証料補給 全額補給
山梨県		環境対策融資	低排出ガス車に認定された自動車の購入、粒子状物質減少装置の整備に要する資金	中小企業者等	年利:責任共有 2.0% 貸付限度額:5,000万円 償還期間(据置期間):7年(1年)
長野県	飯田市	新エネルギー・省エネルギー対策資金	電気自動車 メタノール自動車 圧縮天然ガス自動車 ハイブリッド自動車	中小企業者	貸付利率:年1.5% 貸付限度額:5,000万円以内 貸付期間:10年以内 据置期間:24ヶ月以内
岐阜県		岐阜県中小企業資金融資制度 新エネルギー等支援資金	「低燃費かつ低排出ガス認定車」及び「低公害車(CNG、HV、PHV、EV、燃料電池、水素自動車をいう)」など及びそれらに係る燃料供給設備(充電、ガス充填設備に限る)	県内に事業所または工場があり、1年以上事業を営んでいる中小企業者または組合	融資利率:年1.3%(償還期間が10年超の場合は1.7%) 融資限度額:運転資金:4,000万円、設備資金1億円 融資期間:運転資金:7年以内、設備資金:15年以内 利子補給:なし 保証料補給:年0.0%~0.9%の範囲で補給

都道府県・市区町村名		融資制度の名称	融資対象 (車両・燃料供給施設等)	融資対象者	融資利率・融資限度額 ・融資期間等
愛知県		経済環境適応資金	環境負荷低減設備	中小企業者	融資限度額 1億5000万円 融資期間・利率 5年 年1.6% 7年 年1.7% 10年 年1.8%
愛知県	名古屋市	名古屋市環境保全設備資金融資	①電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車、燃料電池自動車及びクリーンディーゼル自動車の購入、充電・充墳設備の設置等 ②ディーゼル貨物自動車等の最新排ガス規制適合車への買い換え ③国土交通省等が策定した規定等で指定する低騒音型建設機械等への買い換え	(1)市内中小企業者 (2)市内中小企業団体	融資利率 年1.6% 融資限度額 (1)1年度3,000万円 (2)6,000万円 ※①について、ハイブリッド自動車(ガソリン乗用車)及びクリーンディーゼル自動車については1台あたり上限300万円、それ以外の自動車については1台あたり上限500万円 融資期間 7年以内 (据置期間1年以内) 利子補給 支払利子額の①は全額、②③は半額
	岡崎市	岡崎市環境対策資金融資あっせん利子補給補助金制度	低燃費車の購入(ただし、HVはトラックのみ。乗用車は対象外とする。)	県内に事業所を有し、市内において導入する中小企業者	融資あっせん限度額 1千万円 融資利率 年1.06% 返済期間 7年以内 補助金 当該融資期間内に支払う利子相当額
三重県		三重県中小企業融資制度「環境・防災対策等促進資金融資」	①自動車NOx・PM法に基づく排出基準非適合車を廃車し、排出基準適合車への買い替え ②長期規制車を廃車し、ポスト新長期規制車へ買い換え ③使用過程のディーゼル車の天然ガス自動車への改造 ④自動車NOx・PM法に基づく排出基準非適合車を排出基準適合車とするNOx・PM低減装置の装着 ⑤低公害車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及びハイブリッド自動車)の購入	中小企業者及び組合	融資限度額 5,000万円 融資利率 年1.60% (協会の保証を付さない場合は、1.65%) 貸付期間 7年以内 (据置1年含む)
滋賀県	大津市	大津市公害防止、環境保全施設整備等資金の貸付制度	低公害車(電気自動車、天然ガス車、メタノール車、ハイブリッド車、その他排出ガスの排出量が相程度少ないと市長が認める自動車)の購入	中小事業者及び中小企業団体	【融資利率】 年1.6% 【融資限度額】 対象事業に要する経費の80%以内で、かつ1,000万円 【融資期間等】 1年の据置期間を含め貸付の日から10年以内 【その他】 連帯保証人2名を要し、かつ担保の提供または信用保証協会の保証が必要
京都府		経営発展支援融資(電気自動車等整備)	電気自動車・プラグインハイブリッド自動車購入、充電設備整備	中小企業者・組合	【融資利率】 年2.2%(小規模企業者、小規模組合:年1.8%) 【融資限度額】 8千万円(中小企業者) 1億6千万円(組合) 【融資期間】 10年以内
京都府	舞鶴市	中小企業地球環境対策特別融資(略称:舞グリーン)	低公害車(事業用に限る)導入 ※電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、低排出ガス認定かつ低燃費車	市内の中小企業者	【融資利率】 年1.6% 【融資限度額】 2,000万円 【融資期間】 10年以内

都道府県・市区町村名	融資制度の名称	融資対象 (車両・燃料供給施設等)	融資対象者	融資利率・融資限度額 ・融資期間等
兵庫県	兵庫県地球環境保全資金 (最新規制適合車等購入資金)	次の(ア)から(ク)までに掲げる条件のいずれかを満たす貨物自動車、バス及び特種自動車又は(キ)から(ク)までに掲げる条件を満たす乗用車の購入に要する資金 ただし、購入車両と同等程度以上の車両総重量を有し、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)第12条に規定する窒素酸化物排出基準値又は粒子状物質排出基準値を満足しない現在所有する事業用の貨物自動車、バス、ディーゼル乗用車又は特種自動車を解体廃車することを条件とする。 (ア)車両総重量1.7トン以下の平成17年規制以降の排出ガス規制に適合するガソリン車及びLPG車 (イ)車両総重量1.7トン超2.5トン以下の平成17年規制以降の排出ガス規制に適合するガソリン車及びLPG車 (ウ)車両総重量2.5トン超の平成17年規制以降の排出ガス規制に適合するガソリン車及びLPG車 (エ)車両総重量3.5トン以下の平成17年規制以降の排出ガス規制に適合するディーゼル車 (オ)車両総重量3.5トン超12トン以下の平成10年規制以降の排出ガス規制に適合するディーゼル車 (カ)車両総重量12トン超の平成11年規制以降の排出ガス規制に適合するディーゼル車 (キ)平成17年規制以降の排出ガス規制に適合するガソリン車及びLPG車 (ク)平成17年規制以降の排出ガス規制に適合するディーゼル車 イ燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車及びハイブリッド自動車の購入に要する資金	県内に工場等を有し、事業を営む次の中小企業者	融資利率 1.0% 融資限度額 1台毎に設定 融資期間 10年間(2年間据置可) 利子補給 なし
和歌山県	和歌山県中小企業一般融資振興対策資金(環境保全枠)	NOx・PM法排出基準適合車(乗用自動車除く)(非適合車からの買い替えに限る)	中小企業者	融資限度額: 5,000万円 融資利率: 年1.8%以内 (保証料別途) 融資期間: 10年以内
	安全・安心推進資金 (エネルギー政策推進枠)	1.クリーンエネルギー自動車用燃料供給施設、電気自動車用充電施設、天然ガス等燃料供給施設 2.クリーンエネルギー自動車、電気自動車、ハイブリッド車、天然ガスなど 3.自家発電装置、蓄電池 ※規模要件なし	中小企業者	融資限度額 設備資金1億円 融資利率 年1.2%以内 (保証料別途) 融資期間 設備資金10年以内
島根県	島根県環境資金	○事業の用に供する低公害車購入経費 ○低公害車用燃料供給施設・設備の設置・改善経費	県内企業(会社、中小企業者の組合及び個人事業者)	融資限度額: 2億円 融資利率: 年1.65%又は年1.50% 融資期間: 15年以内 償還方法: 2年以内据置き、元金均等月賦
岡山県	環境保全資金	・事業用ディーゼル自動車へのディーゼル微粒子除去装置(DPF)等の導入に必要な資金	環境保全を行う中小企業者又は組合	融資限度額 5,000万円 融資利率 年2.00%以内(変動金利) 保証料率 年1.52~0.45% ※信用保証を付ける場合 融資期間 10年以内(うち据置2年以内)
	新エネルギー導入促進資金	・事業用のクリーンエネルギー自動車及び充電設備等の購入に必要な資金	新エネルギーの導入を行う中小企業者又は組合	融資限度額 1億円 融資利率 年2.00%以内(変動金利) 保証料率 年1.52~0.45% ※信用保証を付ける場合 融資期間 12年以内(うち据置2年以内)
広島県	広島市中小企業融資制度 環境保全資金(特別融資)	(ア)電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車及び水素自動車等の購入 (イ)最新排出ガス規制基準に適合しないディーゼル貨物自動車及びバスを廃車して、それと同程度以上の最大積載量の最新排出ガス規制基準適合車への買い替え	広島市内中小企業者	【融資限度額】 7,000万円 【融資利率】 年1.2%以下 【融資期間】 運転資金: 7年以内 (うち据置1年以内) 設備資金: 10年以内 (うち据置1年以内)
	福山市環境保全資金融資制度	・電気自動車 ・天然ガス自動車 ・燃料電池自動車	中小企業者 (市内で同一事業を1年以上営んでいる者)	融資限度額 2,000万円 利率 年1.70%以下 融資期間 7年以内 通常車両との差額で限度額以内とする。

都道府県・市区町村名	融資制度の名称	融資対象 (車両・燃料供給施設等)	融資対象者	融資利率・融資限度額 ・融資期間等
山口県	山口県地球にやさしい環境づくり融資	低公害車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、LPG自動車、ハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車、燃料電池自動車）※新車に限る	個人	融資限度額 500万円 融資利率 年1.7% 償還期間 5年以内
徳島県	自然エネルギー立県とくしま推進資金貸付制度	電気自動車※1、メタノール自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車※1、クリーンディーゼル自動車※1、燃料電池自動車、低排出ガス認定かつ低燃費車※2 ※1 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車とは、経済産業省が実施する「クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金」の補助対象車とされている車両、又はこれらと同等以上の性能・品質であるものをいう。 ※2 低排出ガス認定かつ低燃費車とは、下記に該当するものをいう。 ●「低排出ガス車認定制度（平成17年度基準値）により低排出ガス車認定75%低減レベル（☆☆☆☆）を受けているもので、かつ平成22年度燃費基準を+10%以上達成している自動車、又は平成27年度燃費基準を達成している自動車」 ●「低排出ガス車認定制度（平成17年度基準値）によりNOX及びPM10%低減レベル（☆☆）を受けているもので、かつ平成27年度燃費基準を達成している自動車」 電気自動車充電設備※3及び燃料電池自動車水素供給設備※4の導入経費 ※3 経済産業省が実施する「次世代自動車充電インフラ整備補助金」の補助対象機種とされている充電設備、又はこれらと同等以上の性能・品質であるものをいう。 ※4 経済産業省が実施する「燃料電池自動車水素供給設備補助金」の補助対象とされている設備、又はこれらと同等以上の性能・品質であるものをいう。	以下の条件全て満たす者 ●中小企業者の方 ●県内に事業所を有し、原則として6ヵ月以上引き続き同一事業を営んでいる方 ●県税を滞納していない方	融資限度額：1億円 融資利率：1.9%以内 詳細については http://www.pref.tokushima.jp/docs/2010112200159/ に記載
愛媛県	愛媛県環境保全資金融資制度	電気自動車、ハイブリッド自動車その他低燃費で汚染物質の排出量が低減されている自動車（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第78条第1項の製造事業者等の判断の基準に適合するもの又は窒素酸化物若しくは二酸化炭素の排出量がハイブリッド自動車と同程度以下のものに限る。）	県内に工場又は事業場を有する中小企業者等で6ヶ月以上継続して現事業を行っているもの	融資限度額 5000万円以内 融資期間 10年以内 返済方法 原則として分割弁済 融資利率 年1.70%
高知県	高知県中小企業等融資制度（事業環境整備促進融資（環境保全促進））	低公害車の導入	県内において指定事業を営む中小企業者	融資限度額 1億円 融資利率 年2.67%以内 融資期間 15年以内
福岡県	福岡県環境保全等施設整備資金融資制度	事業の用に供する低公害車の購入・最新規制適合車への買い替え（いずれも新車購入に限る） ①低公害車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車）の新たな購入 ②使用中のディーゼル自動車（貨物自動車及びバス）の廃車に伴う代替車両として車両総重量が同程度の最新規制適合車への買い替え	以下の条件を満たす中小企業者又は中小企業団体 ①県内に工場又は事業所を有し現に事業を営んでいること ②県の事業税を滞納していないこと ③許認可等が必要な業種にあっては、その許認可等を取得していること	●融資限度額：1企業4,000万円以内 ●融資利率：年1.3% ●信用保証料率：年0.45～1.9%（割引制度あり） ●融資期間：10年以内（融資額1,000万円未満の場合は7年以内）
	福岡県エネルギー対策特別融資制度	●水素ステーション（燃料電池自動車等に燃料として水素を供給する設備。定置式、移動式及び水素集中製造設備を含む。） ●その他水素ステーション等と同程度の効果を有すると知事が認めるもの	県内に事業所があり、現に事業を営んでいる中小企業者（個人、法人、組合）	●融資限度額：1億円以内（水素ステーションの場合は2億円以内） ●融資期間：10年以内（水素ステーションの場合は15年以内） ※据え置き期間は2年以内 ●融資利率：年1.2% （融資期間が10年超の場合は1.4%） ●保障利率：0.25%～1.62%

都道府県・市区町村名		融資制度の名称	融資対象 (車両・燃料供給施設等)	融資対象者	融資利率・融資限度額 ・融資期間等
長崎県	長崎市	長崎市中企業工コ資金	低公害車（燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド車（プラグインハイブリッド車含む。）、クリーンディーゼル自動車）の購入	市内中小企業者 (市内で同一事業を1年以上営んでいる者)	融資限度額 2,000万円 融資利率 年1.40% (固定) 融資期間 10年以内 (据置1年以内) 信用保証料 市が全額補助
熊本県		熊本県中小企業融資制度 (うち経営革新等支援資金)	<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車の充電施設を設置する者又は設置工事に必要な設備の導入を行う者 電気自動車を導入する者 	熊本県信用保証協会の保証対象となる事業を営む中小企業者であること。	<ul style="list-style-type: none"> 利率 固定 年2.10%以内 保証料率 0.25~1.70% 融資限度額 1企業 5,000万円 融資期間 10年以内
熊本県	熊本市	熊本市中小企業新エネルギー設備等資金融資制度	電気自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車、燃料電池自動車、電気自動車用充電システム、燃料電池自動車用酸素供給システム	熊本市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者	融資限度額：1,000万円以内 融資期間：10年以内 融資利率：固定 年1.90%以内 保証料率：年0.45%~1.90% 市から2分の1補給
	水俣市	水俣市「くまもとグリーン保証制度」利活用促進補助金制度	低排出ガス社用車（ハイブリッド・クリーンディーゼル・電気等）	熊本県信用保証協会の「くまもとグリーン保証制度」の範囲内で、市内金融機関から融資の決定を受け、市内に事業所を有し、市税を滞納していない市内中小企業者。	年1.9%以内・8,000万円以内・10年以内 保証料及び3年分の利子全額補給
鹿児島県		産業おこし応援資金	融資対象者における設備資金	県内で現に営む事業を1年以上継続して営んでいる中小企業者及び組合で、自動車関連産業、環境・新エネルギー産業等における取引の拡大等を図ろうとするもの	<ul style="list-style-type: none"> 融資限度額 15,000万円 融資利率 <ul style="list-style-type: none"> 1年以内 年1.9% 1年超3年以内 年2.0% 3年超5年以内 年2.1% 5年超7年以内 年2.3% 7年超10年以内 年2.7% 10年超 変動金利 融資期間 設備資金 15年以内 (据置36月以内) 保証料率 年0.13~1.58%
鹿児島県	鹿児島市	鹿児島市中小企業融資制度 (うち環境配慮促進資金)	事業用ハイブリッド自動車、天然ガス自動車又は電気自動車の購入	市内に住所と事業所を有し、6月以上事業を営んでいる個人・法人の中小企業者	<ul style="list-style-type: none"> 融資限度額 3,000万円 融資利率 <ul style="list-style-type: none"> 1年以内 年1.90% 1年超3年以内 年2.05% 3年超5年以内 年2.25% 5年超7年以内 年2.35% 7年超 年2.45% 融資期間 運転7年以内 (1年据置含) 設備10年以内 (1年据置含) 保証料率 年0.45~1.90% 保証料補助 5分の4